

令和3年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和3年9月14日(火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和3年9月14日(火) 9時10分宣告
4. 閉会(閉議) 令和3年9月14日(火) 11時08分宣告
5. 出席議員
 - 1番 金崎朝香
 - 2番 美濃芳樹
 - 3番 岡田智子
 - 4番 田中一隆
 - 5番 萬康
 - 6番 菊地政文
 - 7番 小島正春
 - 8番 池田賢治
 - 9番 石田茂春
 - 10番 石塚芳秀
 - 11番 吉田雅紀
 - 13番 安部大助
 - 14番 松新俊典
6. 欠席議員
 - 12番 福井竜夫
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池田高世偉	事務局長	野津信吾
副広域連合長	大江和彦	総務課長	和田哲也
同	升谷健	介護保険課長	藤野実
同	平木伴佳	隠岐島前病院事務部長代理	中尾清司
同	三島正司	隠岐病院副院長	齋藤英典
同	川崎康久	同 事務部長	齋賀光成
代表監査委員	池田賢一	同 経営課長	原幸一
		消防長	田中井和幸
		消防次長	井上定彦
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 藤野則子 書記 高井美雪
9. 会議録署名議員
 - 9番 石田茂春
 - 10番 石塚芳秀
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更
(議員辞職) 高見康裕
(新選出議員) 10番 石塚芳秀 12番 福井竜夫
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目
承認第1号 令和3年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号)の専決処

分について

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 認定第 1 号 | 令和 2 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 2 号 | 令和 2 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 3 号 | 令和 2 年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について |
| 認定第 4 号 | 令和 2 年度隠岐病院事業特別会計決算認定について |
| 認定第 5 号 | 令和 2 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 報告第 2 号 | 令和 2 年度の公営企業に係る資金不足比率報告書 |
| 議第 2 2 号 | 令和 3 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 2 号) |
| 議第 2 3 号 | 令和 3 年度 介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 議第 2 4 号 | 令和 3 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 議第 2 5 号 | 令和 3 年度 消防事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 13. 選挙の経過 | なし |
| 14. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 15. 常任委員の選任 | |
| (総務消防常任委員会) | 石 塚 芳 秀 |
| (医療介護常任委員会) | 福 井 竜 夫 |
| 16. 議会運営委員の選任 | なし |
| 17. 傍聴者 | なし |

議事の経過

○議長（松新 俊典）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和 3 年第 1 回臨時会が招集されたところであります。新型コロナウイルス感染症は拡大を続け、各自治体でワクチン接種は進んでいるものの、先般は隠岐島内でも感染確認がされるなど、皆さま方も日々不安を感じていることと存じます。

議員各位におかれましては、このような状況にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。私、昨晚久しぶりに隠岐の島町西郷に泊まらせていただきましたが、島前からしますと都会的な隠岐の島町ではありますが、非常に静かで寂しい思いがしました。早いうちにこのコロナ感染症が収束をして、賑やかな街になることを望んでいるところでございます。

さて去る 6 月 18 日に海士町議会において、隠岐広域連合議会議員の選挙が実施され、「石塚芳秀」議員が新たに選出されました。また、6 月 23 日に島根県議会において、隠岐広域連合議会議員の選挙が実施され、「高見康裕」議員が新たに選出されましたが、8 月 10 日付けで、高見議員より隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出され、議長においてこれを受理し許可しました。その後 9 月 9 日に島根県議会において、隠岐広域連合議会議

員の選挙が実施され、「福井竜夫」議員が新たに選出されました。

「石塚芳秀」議員、「福井竜夫」議員におかれましては隠岐広域連合の発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

それでは会議開会前に、石塚議員、自席からでございますが、自己紹介をお願いいたします。

○12番（石塚 芳秀）

今ご紹介をいただきました、石塚でございます。海士町議会からの選出ということで、私は海士町議員になったのは3年前、いわゆる令和元年から議員として活動させていただいております。今年が3年目でございます。そして新たにこの広域行政という場で皆さんの仲間入りをさせていただいて、いろいろ勉強し頑張らせていただく所存でございます。

私は海士町の菱浦という地区に住まいを構えております。普段は菱浦地区をはじめ、知々井、保々見、西、福井の神社の宮司をしておりますし、もう一つは「海士町生活サポートセンター」という支援センターを立ち上げて、そこに従事しております。

なかなかいろんなことが慣れないことがありまして、皆さんの足手まといにならないように頑張っていきますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（松新 俊典）

さて、本臨時会には、承認案件1件、認定案件5件、報告案件1件、補正予算4件を含めた11案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いし挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和3年第1回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、出席13名、欠席1名でございます。

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時10分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

日程第1.「議席の指定」を行います。

この度、新たに選出されました「石塚芳秀」議員の議席は、隠岐広域連合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において指名することになっておりますので、只今ご着席のとおり指定をいたします。また、本日欠席の「福井竜夫」議員の議席は12番を指定いたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第2.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「9番・石田茂春」議員、「10番・石塚芳秀」議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第3.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日9月14日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、9月14日、1日間と決定いたしました。

日程第4. 常任委員の選任

日程第4.「常任委員の選任」を議題といたします。

この度新たに選出されました「10番 石塚芳秀」議員、「12番 福井竜夫」議員の常任委員の選任については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配布した別紙1のとおり、石塚議員を「総務消防常任委員」、福井議員を「医療介護常任委員」に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、「常任委員」はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第5. 諸般の報告

日程第5.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙2「諸般の報告書」を参照いたします。

日程第6. 議案上程

日程第6.「議案上程」の件を議題といたします。

承認第1号令和3年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分についてから、議第25号令和3年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの11案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、11案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 番外 池田広域連合長

おはようございます。令和3年第1回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

今月2日に開会が予定されておりました第3回議会定例会につきましては、ご案内のと

おり、隠岐の島町において確認された新型コロナウイルス感染症の影響により流会となりましたことから、本日、改めて第1回議会臨時会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。

はじめに、島根県議会から選出をいただいております、高見康裕議員が辞職され、新たに福井竜夫氏の選出をいただきました。また、海士町議会から選出をいただいております古濱正之議員が辞職され、新たに石塚芳秀氏の選出をいただきました。ここに新たに選出された皆さまには、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、この度の大雨では、全国各地で、多くの方々が犠牲に遭われ、県内では、7月6日からの大雨により、雲南市をはじめとした県東部の市町村において、河川の氾濫や土砂災害により大きな被害が発生いたしました。また、8月9日に県内を通過した台風9号関連では、西ノ島町と益田市におきまして、それぞれ1名の方が犠牲に遭われ、隠岐4町村においても50年に一度の記録的な大雨により、各地で浸水や土砂災害などの大きな被害が発生しました。お亡くなりになられた方とご遺族の皆さまに、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆さま方が、少しでも早く元の生活を取り戻し、復旧・復興が進みますよう心からお祈りを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、全国では、引き続き「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されており、新規感染者数は、減少傾向にあるものの依然高止まりの状況で、重症者数も依然高い水準が継続しており、県内においても、変異株の急速な拡大と全国的な人の移動により、新規感染者が増加したところでございます。隠岐圏域においては、8月19日に海士町で町内15例目の感染者の方が確認されたことに加え、8月25日からは隠岐の島町で初めて8人の方の感染者が確認されたところでございますが、島民の皆さまの感染防止対策へのご協力と関係機関の早期の対応により、それ以上の感染拡大を防いできたところでございます。ここに、検査・療養に当たってくださっている医療関係者の皆さまの献身的なご尽力と、島民の皆さまのご協力で改めて深く感謝申し上げます。

一方、この感染症対策の有効な手段として期待をされるワクチン接種についてでございますが、隠岐4町村では、7月中には、希望する65歳以上の高齢者を対象とした集団接種を完了し、引き続き、64歳以下の一般接種についても、接種を希望する皆さまに、少しでも早く着実に接種していただけるよう、全力を尽くしているところです。

隠岐広域連合といたしましても、引き続き、島民の皆さまの命と健康を守り、地域社会を維持するため、皆さまのご理解とご協力の下、一日も早い事態の収束に向けまして、関係機関と一丸になって感染の拡大防止等に努めて参る所存でございますので、引き続き、議員各位のご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

承認第1号「令和3年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。隠岐島前病院では、入院患者の入浴や厨房での調理等の際、2機の温水器を使用して給湯を行っておりますが、うち1機が令和3年5月に作動停止をし、7月にはもう1機も故障に伴う作動不安定な状況となり、早急に給湯設備を更新する必要性が生じたため、補正予算第2条において、建設改良費として計上させていただき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、認定第1号「令和2年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「令和2年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。令和2年度の各会計の決算審査につきましては、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

それでは、認定第1号「令和2年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は、4億3,689万300円で、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、仁万の里派遣職員人件費負担金を含む諸収入が主なものであります。収入未済額は、1,096万3,000円で、隠岐航路あり方検討業務委託に係る県補助金を予算計上し、交付決定を受けておりましたが、当該事業は令和3年度に完了予定であるため、繰り越しを行うものであります。

歳出総額は、4億2,695万7,341円となり、総務費において、人件費、レインボージェット指定管理料、民生費において、低所得者介護保険料軽減事業費、公債費において、仁万の里施設整備費償還金、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、隠岐航路あり方検討業務委託に係る繰越明許費繰越額が、1,644万5,000円であります。

従いまして、歳入歳出差引残額は、993万2,959円であります。

次に、認定第2号「令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は、33億8,230万5,602円で、概ね予算どおりの執行となりました。

保険料は、第1号被保険者の保険料で、5億8,184万5,924円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は99.6%となっております。今後も、未収金を減らすよう努力いたします。また、第2号被保険者の保険料は、支払基金から交付を受けており、8億4,285万1,000円となっております。その他の歳入の主なものは、分担金及び負担金、国・県支出金、繰入金及び繰越金等であります。

歳出総額は、33億845万7,591円で、そのほとんどが保険給付費の29億6,676万4,422円であり、対前年度給付額に対して2%の増加となっております。

従いまして、歳入歳出差引残額は7,384万8,011円であります。

次に、認定第3号「令和2年度隠岐島前病院事業特別会計決算」の認定についてご説明

申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。病院事業収益は、予算額に対し 4,184 万 1,042 円の増収となり、9 億 4,308 万 4,042 円、病院事業費用は、9 億 7,749 万 3,899 円の決算となり、収支差引 3,440 万 9,857 円の純損失となる決算であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、3 億 1,277 万 1,529 円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、施設整備として、自家発電機設備設置事業及び LED 整備事業のほか、医療機器等 15 品目を整備いたしました。これらの財源につきましては、企業債、一般会計からの出資金、補助金等で、2 億 9,242 万 2,000 円となっており、収入支出差引 2,034 万 9,529 円については、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものであります。

続きまして、損益計算書についてご説明申し上げます。

医業損失は、2 億 2,123 万 3,999 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、8,889 万 2,496 円となりました。また、新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金の収入に伴う特別利益 1,910 万円を計上したほか、令和元年度決算に基づく構成団体負担金の精算金、新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金の支出に伴う、特別損失 1 億 4,240 万 2,353 円を計上しております。

従いまして、令和 2 年度の決算は、3,440 万 9,857 円の純損失となり、当年度未処理欠損金として 3 億 2,361 万 1,721 円を計上することとなりました。

次に、認定第 4 号「令和 2 年度隠岐病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。病院事業収益は、予算額に対し 1 億 2,383 万 9,532 円の増収となり、35 億 961 万 4,532 円、病院事業費用は、34 億 8,431 万 7,382 円の決算となり、収支差引 2,529 万 7,150 円の純利益となる決算であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、1 億 9,732 万 6,351 円の決算となっており、内容につきましては、建設改良費で給湯器更新工事等の施設整備、公用車の購入のほか、医療機器 28 品目の整備と、企業債償還金並びに医学生・医療技術修学資金が主なものであります。

これらの財源は企業債、一般会計からの出資金等で 1 億 6,262 万 7,000 円となっており、収入支出差引 3,469 万 9,351 円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものであります。

続きまして、損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、9 億 3,576 万 3,516 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、1 億 6,614 万 6,393 円となりました。また、新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金の収入に伴う特別利益 6,240 万円を計上したほか、令和元年度決算に基づく、構成団体負担

金の精算金、診療報酬自己負担未収金欠損金、隠岐広域連合医療技術修学資金の返還免除額及び新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金の支出に伴う、特別損失 2 億 324 万 9,243 円を計上しております。

従いまして、令和 2 年度の決算は 2,529 万 7,150 円の純利益となり、当年度未処理欠損金として 40 億 7,728 万 1,072 円を計上することとなりました。

次に、認定第 5 号「令和 2 年度消防事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は、6 億 9,007 万 2,397 円で、分担金及び負担金、繰越金及び諸収入が主なものであります。

歳出総額は、6 億 8,337 万 6,254 円で、総務費において、人件費、消防救急デジタル無線設備、通信指令システムの保守委託料及び通信指令システムサーバー等更新費、事業費において、消防ポンプ自動車購入費が主なものであります。従いまして、歳入歳出差引残金は、669 万 6,143 円であります。

次に、報告第 2 号「令和 2 年度の公営企業に係る資金不足比率報告書」についてご説明申し上げます。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の審査意見書をつけて議会に報告をするものであります。

次に、議第 22 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、超高速船「レインボージェット」の前年度指定管理料精算に伴う減額、フェリー「おき」指定管理納付金収入に伴う基金積立金の増額が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金の減額と、繰越金及びフェリー「おき」指定管理納付金に伴う諸収入の増額が主なものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 2,750 万 7,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 5 億 1,436 万 1,000 円とするものであります。

次に、議第 23 号「令和 3 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、諸支出金において、令和 2 年度決算額の確定により、国・県及び町村への返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額し、繰入金を減額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ 6,810 万 2,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 34 億 5,146 万 1,000 円とするものであります。

次に、議第 24 号「令和 3 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説

明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するもので、特別損失において、過年度における出産入院時費用の消費税課税誤りに係る返還金を計上するものであります。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費において、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人防護具等を保管するための備蓄品保管室設置費、院内Wi-Fi設備整備費と、感染症疑い患者に対応するための総合診療科問診室及び感染症外来待合室設置費を増額するものであります。資本的収入につきましては、備蓄品保管室設置事業、院内Wi-Fi設備整備事業と、総合診療科問診室及び感染症外来待合室設置事業に係る補助金を増額するものであります。

次に、議第25号「令和3年度消防事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、出動表示灯音声出力不良修理に伴う工事請負費及び通信指令システム車両運用表示用モニター交換に伴う備品購入費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額し、繰越金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ90万6,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億5,186万6,000円とするものであります。

以上提案理由のご説明を申し上げますが、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松新 俊典）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 監査委員報告

日程第7.「令和2年度各会計決算審査報告」及び「令和2年度の公営企業に係る資金不足比率報告」を行います。池田代表監査委員から令和2年度各会計決算審査報告及び令和2年度の公営企業に係る資金不足比率報告を求めます。

○番外（池田代表監査委員）

それでは、令和2年度各決算及び各基金の運用状況並びに令和2年度の公営企業に係る資金不足比率についてご報告いたします。

はじめに、令和2年度一般会計、特別会計、及び公営企業会計の決算審査を実施しましたので、その結果及び意見についてご報告いたします。

お手元に配布の別冊資料をお開き下さい。

決算審査は令和3年7月26日から30日の5日間をかけて、広域連合長から提出された、令和2年度の5会計の決算と基金の運用状況について、地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令

で定める書類、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の手続きといたしまして、一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類につきましては、広域連合長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す書類について関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計につきましては、広域連合長から提出された決算書類、及び決算付属書類について、法令及び会計規定は遵守されているか、会計記録について真実性の原則が守られているか、資本取引と損益取引は明確に区分されているか、明瞭性の原則が守られているか、会計処理の基準及び手続について継続性が守られているか、等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施しました。

審査の結果につきましては、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤りのないものと認めました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計ともに審査に付された決算書類、決算付属書類は、法令に定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき会計帳簿が作成されており、決算書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と一致しておりました。貸借対照表の年度末現在の財政状況においても適正に表示されておりました。

次に決算における指摘事項について申し上げます。

一般会計では、修学資金について、人材確保に向けた条例・規則に改正するよう指摘いたしました。

介護保険事業特別会計では、地域支援事業費の不用額が多額となっていたので、実績を正確に見込み、2月補正で対応するよう指摘しました。

隠岐病院事業特別会計では、令和元年度に策定した「隠岐病院経営改革計画」の着実な実行に取り組み、医業収益を上げるよう指摘いたしました。

その他の指摘事項につきましては、一覧表をご参照くださいますようお願いいたします。

以上で、令和2年度の各会計の決算審査の報告といたします。

次に、公営企業に係る資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度の公営企業に係る

資金不足比率の審査を実施いたしましたのでご報告いたします。

広域連合長から提出された、隠岐病院及び隠岐島前病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適格性について、損益計算書・貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上を持ちまして、決算審査及び令和2年度の公営企業に係る資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（松新 俊典）

以上で、令和2年度各会計決算審査報告及び令和2年度の公営企業に係る資金不足比率報告を終わります。

日程第8. 緊急質問

日程第8. これより「緊急質問」を行います。

「新型コロナウイルス感染防止に対する体制強化と検査体制の連携について」、安部議員から緊急質問の申し出があります。

安部議員の「新型コロナウイルス感染防止に対する体制強化と検査体制の連携について」の緊急質問の件を議題として採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

安部議員の緊急質問に同意の上、発言を許すことに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

安部議員の緊急質問に同意の上、発言を許すことは可決されました。

緊急質問はお手元に配布の別紙3申出一覧表のとおりであります。質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願いいたします。

それでは発言を許します。

○13番（安部 大助）

改めましておはようございます。今回質問をさせていただきます、「安部大助」でございます。

まずは、新型コロナウイルス感染防止に対して、日々緊張感と使命感を持って対応に当たっております、隠岐地域の医療従事者の皆さん、そして隠岐広域連合職員の皆さんに敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。

今回はその新型コロナウイルス感染症に対して、感染防止に対する体制強化と検査体制の連携について質問をさせていただきます。

最初に抗原定性検査、いわゆる簡易キットの活用と検査体制についてお伺いします。

現在、全国的に感染者数は減少傾向にありますが、重症者数は依然と横ばいが続き、緊急事態宣言解除後に人流が増え、第6派が来るのではないかと懸念もされております。

特に心配されているのは、子どもたちへの感染者が増えていること、そして医療や介護だけではなく、保育所や学校などといった施設でのクラスターが多発していることです。

こうした点を踏まえ、国では新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が8月25日に改訂されました。その中では、「クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原検査キット等を活用した検査を実施するように」と記載されています。また、簡易キットのガイドラインも策定され、医療機関や高齢者施設・保育所・学校などの簡易キットを活用した迅速な検査を促しております。

しかしながら、ガイドラインでは各施設での検査は可能にしていますが、検査申請・検査結果などについて医療従事者や医療機関との連携は不可欠となっています。

これらの学校や福祉施設などの検査体制については、本来、各自治体で対応される内容であり、また国の対策等の情報、通知などが隠岐広域連合で把握できないことも承知していますが、隠岐地域においては、隠岐広域連合が医療機関を運営し、介護施設に関しても情報を把握されています。隠岐広域連合として連携方針や体制強化を講じることにより、迅速にそして効果的に対応でき、隠岐島民の安全・安心につながると考えます。

現在、隠岐広域連合では、隠岐支庁長様が副連合長でもあることから、隠岐保健所とも連携しやすく、必要な情報も得ることができると思います。島根県と隠岐4か町村のかけ橋として隠岐広域連合が先頭に立ち、隠岐独自のルールをつくり、そして各施設などと医療の検査体制強化を進めていくべきだと思います。

以上を踏まえ、感染防止の観点から、検査キットの活用、それに伴う検査体制の強化について、広域連合長のお聞かせ願いたいと思います。どう認識され、今後どう取組まれていくのかお聞かせ下さい。

次に、希望検査の推進と検査体制の強化についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、県をはじめ各自治体は、3つの密の回避や手洗いうがいの徹底、マスク着用などが重要であると注意喚起を行っています。それに伴い我々の生活様式も感染防止策を意識しながら変化しています。新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種が大きな光明と言われており、隠岐地域でも積極的に進められ、私自身も感染防止、経済活動において、大いに期待しているところですが、それと同じくウイルス自体も変化しています。従来の変異株アルファ株からデルタ株へと置き換わっています。特にデルタ株は、感染力が強く、無症状のケースが多いと言われ、重症化しやすく、免疫ワクチンの効果を低下させ、ワクチンを接種した後でも感染するいわゆるブレイクスルー感染を起こす可能性も指摘されています。さらには新たな変異株イータ株やミュー株も確認されています。

そのような中、国においては、昨年9月に『検査体制の拡充に向けた指針』、そして『検査体制整備に関する指針』が示され、広く検査を受けるような体制づくり、そして早期発

見・早期対応を求められています。今では多くの自治体が国の指針などに沿って、検査範囲を広げ、それに伴う検査体制の強化や、希望検査の自己負担の軽減などを行っています。

隠岐地域内では希望検査料の費用については、隠岐病院では抗原定量検査が13,000円、隠岐島前病院ではPCR検査25,000円となっており、また西ノ島町においては、国の助成を活用し、65歳以上あるいは基礎疾患のある方に対して、5,000円の自己負担で検査を進めています。

検査費用の助成については、隠岐広域連合が関与すべき事項ではないことは認識していますが、同じ隠岐島民が使う広域連合立病院（隠岐病院・隠岐島前病院）の検査料に差があること、これ自体私自身疑問を持っています。

隠岐島前病院に高額である抗原定量検査機器の導入をすべきだとは、なかなか言えませんが、例えば隠岐病院が抗原定量検査試薬を発注し、島前3か町村でも検体を採取し、その検体を隠岐病院に送ることで、検査料の軽減につながると思います。それが広く検査を受け早期発見・早期対応につながります。

先ほど述べたように、助成については隠岐広域連合が関与すべき事項ではないですが、島根県と隠岐4か町村のかけ橋として隠岐広域連合が県と連携しながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する各助成などの情報を収集し、発信を行い、4か町村足並みを揃えて連携強化を進めるべきだと思います。

一方で、広く検査を呼びかけ、積極的に希望検査を受けることで危惧されるのが検査体制です。希望検査を拡充し医療体制がひっ迫しては本末転倒です。検査と同時に検査体制の強化も必要です。強化のためには病院のみでは難しいことから、役場や診療所、開業医との連携も必要だと思います。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大を何度も繰り返し、感染状況、重傷者、死亡者数などを鑑みても、大規模な災害であると言えます。自治体、医療機関等それぞれに役割もありますが、隠岐として、離島環境にある隠岐広域連合は要であると私は信じています。様々な垣根もありますが、できることから進めていくという、積極的な姿勢がこれから臨まれます。

以上を踏まえ、早期発見・早期対応の観点から、検査の推進と検査体制の強化についてどのように認識され、今後どう取組まれていくのかお考えをお聞かせ下さい。

○ 番外 池田広域連合長

只今の安部議員の緊急質問についてお答えいたします。最初に、「抗原簡易キットの活用と検査体制の強化」についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、感染の低年齢化が全国的にも顕著であり、島根・鳥取両県におきましても、児童クラブでのクラスターなどの発生に加え、高齢者施設においても、ワクチンを2回接種しても感染する、いわゆるブレイクスルー感染が報道されており、国からも感染防止対策が矢継ぎ早に示されているところでございます。

さて、議員ご指摘の学校や高齢者施設での「抗原簡易キットの活用と検査体制の強化」についてでございますが、学校関係では文部科学省、高齢者施設では厚生労働省から、それぞれ早期の発見・対応を図ることを目的に、抗原簡易キットの活用が推奨されたところでございます。このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られることで、感染拡大防止には有効な手段であると認識しております。

他方、実施をするにあたり、教育委員会や学校医及び医療機関等との連携が必要なことに加え、特に小学校低学年のプライバシーへの配慮及び必ずしも医療従事者が検体を採取しないことによる検査の正確性等々の課題もあると伺っています。また、国においても、直ちに医療機関を受診出来ない場合等における対応を想定していることから、現在、隠岐圏域においては積極的疫学調査がしっかりと行われていることや感染者が確認された場合は、幅広く検査ができる体制を整えているため、現状の検査体制を継続したうえで、最悪の場合を想定し準備しておくことが重要だと考えています。高齢者施設においても、同様でございます。

議員ご指摘の隠岐広域連合が先頭に立ち、検査体制の強化を進めていくべきという点に関しましては、隠岐病院が、昨年12月から一度に60検体の抗原定量検査が可能になり、飛躍的に検査の充実が図られたことに加え、入院調整やワクチン接種についても、隠岐保健所及び隠岐4町村と連携して取組んでおり、今後も関係機関と連携及び情報共有を十分に図り、隠岐圏域のコロナ対策を充実して参る所存でございます。

次に、「希望検査の推進と検査体制」について、お答えいたします。

検査体制及び検査方法等については、隠岐4町村それぞれで人口や医療提供体制などの地域事情を踏まえ、現在の体制を構築してきたと認識しております。これにより、希望検査については、隠岐病院では抗原定量検査を実施し、隠岐島前病院ではPCR検査を実施することとなっており、検査手法、試薬が異なることから検査料も異なっております。議員ご指摘の島前地区で検体を採取し、隠岐病院で検査をすることも可能であります。現在は、島前地域の希望検査が少ないことを踏まえて抗原定量検査の実施を見合わせているところでございます。

隠岐病院の希望検査についても、検体採取に要する人員及び試薬確保の課題等から一日の件数を調整しているところでございますが、各町村で検体を採取することを前提に、検査を行う医療従事者の負担等を考慮したうえで、最大限の対応を検討して参りたいと思います。

一方、行政検査につきましては、隠岐保健所の指導のもと、隠岐4町村で連携を図り、隠岐病院及び隠岐島前病院で可能な限りのTRC検査又はPCR検査を実施しているところでございます。隠岐4町村の助成については、各町村の様々な事情を鑑みますと、隠岐広域連合から同等な助成を求めることは適切ではないと考えていますが、情報提供・情報

共有は図って参りますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、検査体制の推進及び検査体制の強化につきまして、一点目で答弁したとおり、隠岐保健所及び隠岐4町村の連携を基軸として、開業医等の関係機関も交え、更なる強化を図って参りますので、今後も引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○13番（安部 大助）

ただいま答弁をいただきました。その中で何点か再質問をさせていただきたいと思えます。まず1点目ですが、先ほど答弁を聞かせていただきました。広域連合長の考え等理解する部分もありました。それを聞いてやはり隠岐広域連合として、まずは簡易キットについての隠岐広域連合としての指針、あるいはガイドラインといったようなものが必要だと感じました。これからこの簡易キットは、医療・教育・福祉といろんな分野に普及すると思えます。その中でやはり最終的には、医療機関も関わってきます。そういった時に隠岐広域連合として簡易キットの活用をしっかりと方法を示すべきだと思います。改めて簡易キットをこれから隠岐圏域で活用される中で、隠岐広域連合として指針・ガイドラインを作成すべきだと思いますけど、改めて広域連合長の考えをお聞かせください。

そして2点目に検査体制、希望検査の事についてですけど、答弁の中で島前地区では検査件数が少ないということで見合わせているという答弁でしたけど、現実考えて、25,000円の費用、そして自分が雇っているかどうかわからない、そのための検査に25,000円を払うかどうかと考えると、やはりなかなか積極的には出来ない現状があるのかなと思えます。また、各自治体の方で希望検査の推進をやられているとは思いますが、どうしても医療機関の今の現状を逼迫させないようにするというのを踏まえると、各自治体での推進はなかなか難しいと思っています。そう考えると、医療機関を運営している隠岐広域連合として、島民の皆さんに対して「希望検査を積極的に受けましょう。」という発信もすべきかと思えます。2点目はやはり人数が少ないから見合わせるのではなくて、ここは先程の方法も踏まえて検討し、島前地区・島後地区一緒になって足並みを揃えて、費用については検討を今すぐにでもすべきと思えますが、改めて考え方を教えていただきたいと思えます。

この2点再度質問させていただきたいと思えます。

○番外 池田広域連合長

それでは安部議員の再質問についてお答えします。簡易キットの活用に対する広域連合の指針ということですが、先ほども答弁いたしましたように、現在隠岐圏域におきましては、積極的に疫学調査が行われていることや、感染症が確認された場合は幅広く検査が対応できる体制を整えているということから、現状の検査体制を継続するとお答えしたところでございます。

次に検査体制につきましては、各町村で広域連合が支援の内容ということでございます

が、議員もよくご理解いただいていると思いますが、これらの体制強化につきましては、各町村それぞれの諸事情に基づいて各町村が対応すべきと判断していることから、広域連合としてそのようなことを実施する考えはございません。

○13番（安部 大助）

質問を終わりたいと思います。

○議長（松新 俊典）

以上で、緊急質問を終わります。

日程第9. 質疑

日程第9. これより「質疑」を行います。

認定第1号「令和2年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号「令和2年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5案件は、後ほど常任委員会に付託をいたしますので、認定案件以外について質疑を行います。

最初に、承認第1号「令和3年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第1号の質疑を終わります。

次に議第22号「令和3年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議第22号の質疑を終わります。

次に議第23号「令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議第23号の質疑を終わります。

次に議第24号「令和3年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議第 24 号の質疑を終わります。

次に議第 25 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議第 25 号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

日程第 10. 議案の委員会付託

日程第 10. 「議案の委員会付託」の件について、議題といたします。

本日提出されました議案の認定第 1 号「令和 2 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 5 号「令和 2 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 5 案件を常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元に配布の別紙 4 「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、認定第 1 号から認定第 5 号までの 5 案件は、「常任委員会議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10 時 18 分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 11 時 00 分）

日程第 11. 委員長報告

日程第 11. 「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した、認定第 1 号「令和 2 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 5 号「令和 2 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 5 案件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務消防常任委員長「6 番 菊地政文」議員

○ 6 番（菊地 政文）

総務消防常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、今臨時会で付託されました認定第1号「令和2年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」、認定第5号「令和2年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についての2案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、会期中の9月14日に開催し、慎重に審議を行いました。審議の結果、全ての案件について全会一致で「認定すべし」としたところであります。

付議事件の審査の中で、特に議論の多かった意見等は次のとおりです。

①隠岐航路あり方検討業務については、隠岐航路の現状及び収支シミュレーション等を十分に調査検討し、その結果を隠岐航路の持続可能な運航に資するよう、隠岐航路振興協議会において有効活用が図れるよう指摘します。

②消防会計においては、城北町の待機宿舎について、売却を含め有効活用するよう指摘します。

以上報告いたします。

○議長（松新 俊典）

次に、医療介護常任委員長「9番 石田茂春」議員

○9番（石田 茂春）

それでは医療介護常任委員会の委員長報告を行います。「隠岐広域連合議会議長 松新俊典様」

当委員会は、今臨時会で付託されました認定第2号「令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和2年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」、認定第4号「令和2年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」の3案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、本日短い時間ではありましたが、慎重審議を行いました。審議の結果、全ての案件について全会一致で「認定すべし」としたところであります。

付議案件の審査の中で、特に議論の多かった意見等は下記のとおり申し上げます。監査員が申したように、重複するかもしれませんが、特に執行部の皆さんよく聞いてください。

①介護保険事業特別会計における人材確保対策事業については、町村と連携し、更に効果が上がるよう要望します。

②病院事業会計については、医療従事者（特に医師について）の負担を軽減するため、医療従事者の更なる確保について町村と一緒に島根県に要望を行うよう指摘します。

③隠岐病院経営改革計画の着実な実行に取り組み、成果を上げるよう要望します。特に目に見えるよう期待しております。

④隠岐病院の未収金対策については引き続き強化月間等を設け、より一層徴収業務に努力するよう指摘します。

以上報告いたします。

○議長（松新 俊典）

以上で「委員長報告」を終わります。

日程第 12. 討論

日程第 12. これより「討論」を行います。

承認第 1 号「令和 3 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」から、議第 25 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 11 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 13. 採決

日程第 13 これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、承認第 1 号「令和 3 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって承認第 1 号は、原案のとおり承認されました。

次に、認定第 1 号「令和 2 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 5 号「令和 2 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって認定第 1 号「令和 2 年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 5 号「令和 2 年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 5 案件については原案のとおり認定されました。

次に、議第 22 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」から、議第 25 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 4 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって議第 22 号「令和 3 年度隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)」から、議第 25 号「令和 3 年度消防事業特別会計補正予算 (第 2 号)」までの 4 案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 1 1 時 0 8 分)

○ 番外 池田広域連合長

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、隠岐島前病院事業特別会計補正予算専決処分の承認をはじめ、各会計決算認定関係案及び各会計補正予算案の 11 議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

これからの季節、朝夕はしのぎやすくなって参りますが、まだまだ残暑が続いておりますので、松新議長様はじめ議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、益々ご活躍をいただきますようご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長 (松新 俊典)

閉会にあたり、私から一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

これから構成団体の定例会も始まります。残暑厳しい折ですが、議員各位、執行部の皆さまにおかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会といたします。

(本会議閉会宣告 1 1 時 1 1 分)